

# 救急救命士の業務拡大の推移

平成3年

## 救急救命士法施行

### 1. 医師の具体的な指示で行うもの（特定行為）

- 心肺機能停止状態の患者に対してのみ行う
- ・乳酸リングル液を用いた静脈路確保のための輸液
- ・ラリンゲアルマスク等の器具による気道確保
- ・半自動式除細動器による除細動（平成15年まで）

### 2. 医師の包括的な指示で行うもの

- 重度傷病者（心肺機能停止状態の患者も含む。）に対して行う
- ・精神科領域の処置
- ・小児科領域の処置
- ・産婦人科領域の処置
- ・聴診器の使用による心音・呼吸音の聴取
- ・血圧計の使用による血圧の測定
- ・心電計の使用による心拍動の観察及び心電図電送
- ・鉗子・吸引器による咽頭・声門上部の異物の除去
- ・経鼻エアウェイによる気道確保
- ・パルスオキシメーターによる血中酸素飽和度の測定
- ・ショックパンツの使用による血圧の保持及び下肢の固定
- ・自動式心マッサージ器の使用による胸骨圧迫心マッサージの施行
- ・特定在宅療法継続中の傷病者の処置の維持
- ・口腔内の吸引
- ・経口エアウェイによる気道確保
- ・バッグマスクによる人工呼吸
- ・酸素吸入器による酸素投与

平成15年

「自動体外式除細動器(AED)による除細動」を2. に追加

平成16年

「気管内チューブによる気道確保」（気管挿管）を1. に追加

平成18年

「エピネフリンの投与」を1. に追加

平成21年

「自己注射が可能なエピネフリン製剤によるエピネフリンの投与」を2. に追加



# 救急救命士による除細動

○自動体外式除細動器(AED)による除細動については、平成15年4月から、医師の包括的な指示により実施可能

「救急救命士法施行規則の一部を改正する省令の施行について」(平成15年3月26日医政発第0326002号)

- ・「プロトコールの作成及び普及、講習カリキュラムに沿った必要な講習の実施、プロトコールに沿った実施等についての事後検証体制の整備など、事前・事後のメディカルコントロール体制の整備が包括的指示の下での除細動実施の条件となることに十分留意されたいこと。」
- ・「包括的指示の下での除細動を実施する救急救命士は、救急救命士国家試験に合格し、包括的指示下での除細動に関する講習(4時間以上)を修了していることが条件であること。この点については、今後の救急救命士の養成課程の見直しにより、包括的指示下での除細動の実施に関する教育を修了することとなる者を除き、同様であること。」

	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
自動体外式除細動器(AED)による除細動を行った傷病者数	10,259	12,494	12,731	12,556

(注)平成16年7月から可能となった救急救命士以外の救急隊員による実施分も含む(消防庁「救急・救助の現況」より)